

清流の国ぎふ 森林・環境税

清流の国ぎふ森林・環境税は 平成34年3月まで期間を延長します

岐阜県の恵まれた森林・川などの自然環境の保全・再生に向けた取組みを早急かつ確実に進めるため、その財源として平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入しました。

自然環境の保全・再生には相当の時間が必要であるため、平成29年度以降についても制度を継続し、取組みを推進することとしました。
県民・法人のみなさまのご理解・ご協力、取組みへのご参画をお願いします。

清流の国ぎふ森林・環境税の仕組み

	個 人	法 人
納税義務者	(その年の1月1日現在で)県内に住所がある方 県内に家屋敷等をもっている方 ※前年の所得金額が一定の基準を下回るなど、一定の条件を満たす方は非課税です	県内に事務所、事業所などがある法人等
税 額 (率)	年額1,000円	資本金等の額により 年額2,000円～80,000円 (県民税均等割額の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せします	
徴収の方法	個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、市町村から県へ払い込まれます	法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します
課税の期間	平成24年度から平成33年度までの10年間	平成24年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度分